

衆議院

財務金融委員会議録 第四号

四
号

平成二十四年十一月十四日(水曜日)

午後四時十五分開議

出席委員

委員長 五十嵐文彦君

理事 泉 健太君

理事 中林美恵子君

理事 竹本 直一君

理事 豊田潤多郎君

理事 綱屋 信介君

理事 石山 敬貴君

理事 江端 貴子君

理事 小原 舞君

理事 柿沼 正明君

理事 小山 展弘君

理事 斎木 武志君

理事 道休誠一郎君

理事 柚木 道義君

理事 斎藤 廉君

理事 橘 慶一郎君

理事 西村 康稔君

理事 三ツ矢憲生君

理事 山本 幸三君

理事 菅原 洋君

理事 斎藤 鉄夫君

理事 木内 孝胤君

(参考人)
(日本銀行総裁) 白川 方明君

財務金融委員会専門員 北村 治則君

委員の異動
十一月十四日辞任
柿沼 正明君補欠選任
磯谷香代子君辞任
柿沼 正明君補欠選任
磯谷香代子君辞任
富岡 芳忠君同日
小原 舞君同日
小原 舞君

君。

○道休委員 ただいま議題となりました財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

について、委員各位の御理解を得たいと存じます。

ありがとうございます。(拍手)

○五十嵐委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○五十嵐委員長 本修正案は、昨日、民主党、自由民主党及び公明党三党の間においてなされた合意を踏まえ、平成二十四年度から平成二十七年度までの間の各年度における公債の発行に関する特例措置等を定める修正を行うとともに、当該公債を発行する場合において、政府は、中長期的に持続可能な財政構造を確立することを旨として、各年度においては当該公債の発行額を抑制するものとする規定を加えることとするほか、本法律案の附則において、政府は、平成二十四年度の補正予算において、政策的経費を含む歳出の見直しを行い、同年度において当該公債の発行額を抑制するものとする規定を加えるものであります。

なお、提出者を代表しまして、一言申し上げます。

○五十嵐委員長 この際、お詫びいたします。

○五十嵐委員長 本案審査のため、本日、参考人として日本銀行

総裁白川方明君の出席を求め、意見を聴取ることとし、また、政府参考人として内閣法務局長官

ととし、また、政府参考人として内閣法務局長官

山本庸幸君の出席を求め、説明を聴取いたしました。

○五十嵐委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○五十嵐委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○五十嵐委員長 これより原案及び修正案を一括して質疑を行います。

○五十嵐委員長 内閣総理大臣出席のもと質疑を行います。

○五十嵐委員長 質疑の申し出があるので、順次これを許します。泉健太君。

○五十嵐委員長 この特例公債法の質疑、大変重要な法案でございましたが、現在、十一月の中旬ということになつております。その意味では、約七ヵ月半こうして成立がおくれているということ、まずは立法府の

一員として大変国民の皆様に申しわけなく思いますが、そしてやはり、特に地方公共団体あるいは

また、これらの年度における特例公債の発行に当たっては、予算審議の中で、より慎重かつ丁寧な議論に臨むので、政府は、財政規律の維持の観点から十分な説明責任を果たすべきであります。

修正案の提出に当たり、ぜひとも、これらの点

について、委員各位の御理解を得たいと存じます。

○五十嵐委員長 本修正案は、昨日、民主党、自由民主党及び公明党の間においてなされた合意を踏まえ、平成二十四年度から平成二十七年度までの間の各年度における公債の発行に関する特例措置等を定める修正を行うとともに、当該公債を発行する場合において、政府は、中長期的に持続可能な財政構造を確立することを旨として、各年度においては当該公債の発行額を抑制するものとする規定を加えることとするほか、本法律案の附則において、政府は、平成二十四年度の補正予算において、政策的経費を含む歳出の見直しを行い、同年度において当該公債の発行額を抑制するものとする規定を加えるものであります。

なお、提出者を代表しまして、一言申し上げます。

○五十嵐委員長 本修正案が成立すれば、政府は平成二十四年度から平成二十七年度にわたる特例公債の発行が可能となります。これが、成立した予算を円滑に執行することで、国民生活の安定を確保し、経済活動に混乱を招かないための時限的な措置であります。よって、本修正案により、政府は、いやしくも財政規律を緩め、特例公債の発行を野方団に認めることは一切ないよう財政運営を行るべきであります。

提出者から趣旨の説明を求めます。道休誠一郎

この際、本案に対し、古本伸一郎君外四名か

いたします。この際、本件は、古本伸一郎君外四名か

独立行政法人、これは大学や医療機関等々ござります、そういった方々に歳出抑制の御迷惑をおかけしたこと、特に地方公共団体においてはさまざま、ボーナスの支給の手続、あるいは金利負担の問題等々で御迷惑をおかけしたこと、これをして深くおわびを申し上げたいというふうに思いました。特に与党の議員としては、私は深く反省をしたいというふうに思います。

一方で、この財務金融委員会においては、各理事、そして委員の皆さん方が大変真摯な協議を続けてくださいました。そういったことで本日の場が設定できたということに至つておるわけで、その意味では、各党の理事の皆さんにも心から感謝を申し上げたい。そして、委員の皆さんにも御協力を感謝申し上げたいというふうに思います。

首先討論が行われました。法案質疑は大変重要なありますので、私は、改めて少しそのことについて確認をさせていただきたいというふうに思いました。

総理の発言の中で、定数削減が確約されるならば十六日に解散をしてもよいというような御発言がございました。世の中の受けとめはさまざまあると思いますが、改めて、その真意はどのようなものであったのか、何が条件となつているのか、このことについてお伺いをしたいと思います。

○野田内閣総理大臣 先ほどの党首討論での私の発言でございますけれども、今御審議をいたしている特例公債法案、そして一票の格差と定数是正を含む政治改革、これについて十六日までに結論を出し、それをもつて十六日に衆議院の解散をさせていただき、そういうお話をさせていただきました。

○泉委員 改めてになりますが、今、十六日までに結論を得てというのがありますが、それは、自民党と民主党における確定的な合意ということを得て、それを得た上であれば解散をするということとでよろしいですか。

○野田内閣総理大臣 特例公債については三党合意がございまして、それを踏まえてのこの衆議院の御審議、参議院での対応があるかと思いますが、一票の格差と定数是正については、きょう法案を提出させていただいております。

それを踏まえて御審議をいたらく中で、一票の格差については、一日も早く違憲解消しなければなりません。これはもう最優先であります。一方で、定数削減も、消費税の御負担を国民の皆さん方にお願いをする以上、その強い要請に応えるのは立派府の役割だと思いますし、各党は公約をしてまいりました。そのための結論を得る。

この私どもの提案に御賛同をいただくことが一番番ましい。だけれども、それでどうしても間に合わないというときには、先ほど申し上げたとおり、定数削減を次の通常国会で必ずやるという約束、そして、その間には議員歳費の削減を含めて國民の皆さんに納得していただける状況をつくるということを踏まえての対応、そういうことに結論を出すということになります。

○泉委員 このことについては最後にいたしますけれども、それは、これから残りの十六日までに協議をして、最終的に合意をして、その上で解散をされるということですね。

○野田内閣総理大臣 そういう形で十六日の解散、それまでに結論を出すということでありました。

○泉委員 わかりました。

○野田内閣総理大臣 それでは、この特例公債法についての質疑をさせていただきたいというふうに思います。

○野田内閣総理大臣 先ほどの提出者の道休委員の方から説明がありましたとおり、十二日に民主、自民、公明の三党政調会長による合意がなされて、政党間によって確認をされたものであります。この三党合意がなされたということについては、この特例公債法においては、今ほど提出者の道休委員にお答えいたします。

ただいまの御質問に対しましては、まず、修正により追加した附則第二項の「歳出の見直し」ということ。既存の予算について、制度を見直したり、年度末までに執行の見通しを洗い直したりする結果として減額の補正をするということを想定しております。

加えて、何をどの程度削減して特例公債の発行額を抑制するかについては、現時点では特定しているふうに認識しております。

○泉委員 財務大臣、財務大臣も心待ちにされております。この三党合意がなされたということについて、総理、現在の思いを聞かせていただきたいと思います。

○野田内閣総理大臣 これは泉委員御指摘のおとりであります。この三党合意がなされたということについては、この特例公債法の衆議院での採決ということについての御見解もお述べいただきつつ、今ほど提出

いたります。

○野田内閣総理大臣 これが、民主党政権においては財政運営戦略であります。そして、自民党においては、議員立法でも、「現行の財政健全化目標を踏まえ、中長期的に持続可能な財政構造を確立することを旨として特例公債発行額の抑制に取り組むことを前提に」というふうにあります。

これは、民主党政権においては財政運営戦略でありますけれども、財政健全化責任法というのがあ

も出てきている状況でしたので、一刻も早く法案を成立させなければいけないという状況がございました。

そのような中で、各党が胸襟を開いて御議論をいただきながら三党合意ができました。特に、この中で、単なる平成二十四年度の特例公債法案にとどまらず、平成二十七年度まで見通して予算と一緒にを出していただいたことに、心からお喜びを表したいと思いますし、一日も早い法案の成立に向けて努力をさせていただきたいというふうに思います。

○泉委員 本日、資料を配付させていただいております。三党確認書というものであります。幹事長そして政調会長の署名が入っておりますが、これをごらんいただきたいと思います。

まず、本年度予算における歳出の見直しと本年度の特例公債発行額の抑制ということが書かれているわけですけれども、この趣旨、そして具体的な想定が何なのかということについて、改めて、提案者、これはどなたか代表者一人で結構ですが、お答えいただきたいと思います。

○道休委員 泉議員にお答えいたします。

ただいまの御質問に対しましては、まず、修正により追加した附則第二項の「歳出の見直し」ということ。既存の予算について、制度を見直したり、年度末までに執行の見通しを洗い直したりする結果として減額の補正をするということを想定しております。

この特例公債法においては、今ほど提出者の道休委員の方から説明がありましたとおり、十二日に民主、自民、公明の三党政調会長による合意がなされて、政党間によって確認をされたものであります。この三党合意がなされたということについては、この特例公債法の衆議院での採決ということについての御見解もお述べいただきつつ、今ほど提出

者の方からお話をありました、この補正予算においてということが三党の確認書なわけであります

が、現在でもう予算は相当執行されておりまして、そういう意味では、果たしてどれくらいの歳出の見直しが可能なのかというところの疑問というのはやはりあるわけですね。

そういう意味で、どれくらいの歳出の見直しが可能なのか、そしてまた話題にも上つていたが改めてお答えください。

それが、生活保護の見直し等々含めて、何かしら具体的な想定があるのかないのか、このこと改めてお答えください。

○城島国務大臣 平成二十四年度の予算の執行済み額につきましては、現在、八月末時点の金額を把握しておりますけれども、前年度からの繰越額を含む予算現額九十七兆四千億円に対して、二十八兆円、約二八・七%となっております。また、昨年度の例で申し上げれば、十月末時点の執行済み額は、予算規模九十七兆九千億円に対しまして、五十二兆八千億円ということで、約五三・九%となつております。

りまして、双方とも、平成二十一年度までに財政赤字を対GDP比の二分の一以下までに抑えていくということが書かれているわけですね。

そういう意味では、これは三党合意でありますので、それぞれの党がそのことを守るというふうに解釈ができるわけですが、三党の提出者それぞれ、それでよろしいかどうかお答えください。

○道休委員 お答えいたします。

化の目標というのは当然踏まえるべきものである
というふうに理解しております。

○斎藤(鉄)委員 現行の財政健全化目標を踏まえ、い
るということで三党間で合意をしている、こうい

○泉委員 今般の修正正案の中では、特例公債法三
条のところに努力規定が盛り込まれたわけです。
う認識でござります。

ね。ごらんをいただきたいと思うわけですが、「発行する公債の発行額の抑制に努めるものとす」と書いてあります。どう書く、こります。

る」ということが書いてあります。そん書いてあるわけですが、この程度の表現で財政政策があるのかどうかについては、やはり律が守られるのかということについては、やはり

強い懸念があるというふうに我々は考えておりま
す。本当に率直に言えれば、時の政権のその置かれ
た環境によつては、想定以上の特例公債が発行さ

れるという危険性がやはりはらんでいるというふうになつてしまひます。

特に重大な責任があるものだというふうに私は認識しております、その意味では、確認書の方にはある「現行の財政健全化目標を踏まえ、」という

記述が、直接的に法律の修正案の中には入っていないということになっているわけです。だからこそ、今ほど三党の皆さんに改めて確認をさせてい

ただきましたけれども、現行の財政健全化目標を踏まえると、いうところ、法案の中にはその記述はございませんけれども、今の答弁で私は、確実に

それを三党が守るということを約束したというふうに認識しておりますので、改めてそのことはお願いしたいというふうに思います。今、それぞれの提出者からはうなずきがございましたので、そういうことだと理解したいと思います。

さて、改めて、総理、今回の修正案の主な内容というのは、来年度から二十七年度までの間、毎年、成立した予算の範囲でですが、特例公債の発行を認めるという大きな修正の内容であります。聞くところによりますと、この三党協議に当たつて、これは総理からの発案、御提案があつたといふうに伺つてゐるところであります。これが国においてどんな変化をもたらすのかということを、我々は真剣に想像しなければいけません。具体的に想像する必要があると思います。

何が変わるとかといえば、憲法八十三条やあるいは憲法八十六条のもと、長年我々が築き上げてきた現行の財政民主主義、あるいは財政国会主義、まあ、同じ意味でありますけれども、その原則のもとで国会手続をずっとこの委員会では進めまいりました。その国会手続のあり方にはやはり大きな変化が出るわけです。

それは、例えば、この財務金融委員会での特例公債法の審議というものは、二十七年までにおいては予算委員会に移譲されるという形になるんだと思います。いわゆる重要広範議案としてこの財務金融委員会で議論されてきたものが、予算委員会の場で、予算とともに審議をされるという形になるんだと思います。かつ、そのことを通じて、憲法六十条の予算審議における衆議院の優越ということから考えると、特例公債にも自然と新たに自然成立権というものが与えられるということになるのかなど私は思います。これは、ある意味、重大な修正であると思つております。

総理、このことをどのように認識されておりま

ら、まさに特例の公債ですから、その都度、国会審議にかけて法案を通す、そうでなければ発行できない、そういう条件のもとで特例公債を発行しま

てきたわけでありますけれども、毎年毎年の特例というよりも、借金が積もり積もった中で、利払いかさむ中で、特例公債に頼らざるを得なくなつて、一般会計のうち今約四割を占めるような状況になりました。少なくとも向こう数年は、ど

んな政権でも特例公債なしで財政運営はできない
という状況であります。

その中で、この特例公債の問題が、残念ながら、毎回毎回、すぐに成立できない等々の状況が、続いてまいりましたので、その悪弊を断ち切るた

めに、当面特例公債を発行せざるを得ない状況を鑑みて、予算と一体としてルールをつくるなければいけない。それは、特例公債法案の本則を修正

するやり方か、附則を修正するやり方か、各党の
覚書か等々の御提案をさせていただいた中で、今
回、三党の合意を得たということです。

これに対する国会の審議でありますけれども、委員も御指摘をいただいたとおり、今後、特例公債の発行が思つてしまふ。或は一二三ほども、

債の発行が認められる。平成二十一年度までの間は、これはこれまでと同様、特例公債の発行限度額は各年度の予算総則に規定をすることになつて

おりますので、予算委員会において御審議をいただくことになります。

と御審議をいただきながら対応をすると、このことでありますし、大事なことは、こうした改正をするところによつて野方岡に特例公債を発行すること

ではあります。この合意の中でも、第二項なども踏まえて、しつかり対応しなければいけないと思つております。

○泉委員 私は、特に一九七五年以降は常態化をしていましたというこの特例公債法の審議でありますけれども、やはり、その審議全ては、財政民主主義

義を守り、そして毎年の財政規律を守るというためには必要だつた、必須だつた審議であつたといふように認識をしております。

特に、大蔵委員会、格式のある委員会でございました。そういう意味では、大蔵委員会からこの財務金融委員会に至るにおいて、私は、長く統く歴史と格式のある財務金融委員会が、長らく見えてこれまで審議をされてきたその形というものが、十分満足のいく形で予算委員会に引き継がなければならないというふうに私は考えていくところであります。

この点、従来の予算委員会の質疑に加えて、やはり十分な質疑時間、そして特例公債の発行に関する別途の参考人質疑等々も含めて、こういった十分な質疑ということを、どの党が多数党になるととも、今後の国会質疑において担保されなければいけないというふうに考えているところであります。

この点、総理の発案であるかもしれませんのが、修正案をおまとめいただいた三党の皆様それぞれに御決意をお述べいただきたいと思います。

○古本委員 様お答えいたします。

我々の野党時代を随分思い出しますけれども、毎年三月の予算委員会が第一委員室で予算が仕上がった後に、この部屋に夜な夜として移動してきて、それで特例公債を審議したわけであります。これは、自公の先生方も、当時、与党であつて、我々は野党であつて、それをここで毎年議論したわけであります。

それが二十七年度まで認められるわけでありますけれども、ポイントは、これは毎年の予算の審議をこれまで以上に、歳入という観点から、この特例公債についてどうあるべきかということを御参会の先生方全員で確認し合うということに尽きると思います。

当然、今回の法案に御異論のある党派、会派の先生方も大勢いらっしゃることをよく承知しています。でも、一方で、昭和五十一年に大平先生がつくられた際には、これはもう特例公債の依存度

が一割ちょっとだつたんです。今、予算の半分が依存している中で、予算が通つたにもかかわらず、この財務金融委員会室でいろいろな議論があつたということを踏まえると、今回は、大変苦しい判断ではあつたと思いますけれども、将来に道を切り開く判断であつたというふうに思つています。委員の一人として、重く受けとめたいと思います。

○五十嵐委員長 竹本君、簡潔にお願いします。

○竹本委員 財政国会主義、これは、我々に与えられた一番基本的な考え方だと思っております。要は、財政規律を守らなきやいけませんけれども、それが守られているかどうか、また守られるようになるのが国会での審議であります。

ですから、今回の改正で二十七年度まで四年間、特例公債の法律としては通用しましたけれども、だからといって、各年度で無駄遣いが許されるわけではありません。あくまでも、財政規律を守る上で、この四年間のまとまりある枠組みの中でしつかり対応していきたい、こういうことでございまして、私は、現下の非常に混乱した、またいろいろな要素が入つてくる要望の時代には、こういう措置も大事だろうと思つております。

○五十嵐委員長 斎藤君、簡潔にお願いします。

○斎藤(鉄)委員 泉委員のおっしゃるとおりだと思います。政府から十分財政規律について説明を受け、審議の中で現行の財政規律が守られるように、我々公明党としてもしつかり議論をしていきたいと思っております。

○泉委員 どの党が多数党になつても、良識のある国会、決められる国会といふことについての、ある意味第一歩であるといふうに思つております。そのことをしつかりと踏まえて、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○五十嵐委員長 次に、西村康稔君。

○西村(康)委員 自由民主党の西村康稔でございます。

きょうは、野田総理、党首討論、お疲れさまで

ございました。そしてまた、あさつて解散をするという御英断もまた心から敬意を表したいと思います。ですが、苦しい中での御決断だと思います。

先ほど、安倍総裁は党首討論後の記者会見で、選挙をやつた後、新しい党も出てくるであろうから、その党も含めて幅広く合意を得ながら、次

国会で定数削減をやろうという趣旨のことを言われておりますので、これはどうも私どもの執行部で決めたようありますから、それのまたお伝え

があると思いますけれども、先ほど野田総理がおっしゃった、ある意味条件だと思ひますけれども、それに我が党も応えるということを言わないので、そうなつた場合に十六日解散ということは揺るがない、このことをまず総理にお伺いしたいと思います。

○野田内閣総理大臣 次の国会でとお決めになつてしまつたんですか、もう。まだ私どもは諦めておりませんので、きょう法案を提出しておりますので、それを踏まえての御審議をしつかりやつていただきたいと思つております。

○西村(康)委員 まずこの国会で、衆議院の○増五減、それから先ほども議論がありましたけれども、参議院の四増四減、これは一票の格差是正ですか。ですから物すごく急ぐ話でありますので、これはやる。そして、先ほどの党首討論を踏まえて、総理も言われたように、この二日間で結論を出すといふのは難しい話でありますから、できない場合はまさに最悪の場合、次の国会でやろうということの合意がなければ、それは十六日解散ということとまらないときは、最悪の場合とおっしゃつた、まさにこの日、この時点から十六日までの間にまでよろしいですか。

○野田内閣総理大臣 十六日に解散するとは申し上げました。それまでの間に、ぎりぎりの努力をも言われたように、この二日間で結論を出すといふのは難しい話でありますから、お返事

は、次の国会で新しい党も含めて議論しようとしておきたいと思います。

○西村(康)委員 協議は我々も応じたい、これは執行部が決めることがありますけれども、応じることになると思います。その上で、これから、きょうこの時点から、あした、あさつて、真摯に議論をして、余り結論を先取りしてはいけませんけれども、これまで何度もやつてきた比例の削減というのは非常に難しい話です。少数政党の話もあります。先ほどの党首討論を繰り返すことはしませんけれども、したがつて、そのとき

から上げるということを法律では決めています。もちろん、経済の好転等々、そのときの政権が判断しなければなりませんけれども、その前提として、やはり身を切る改革をきちんとやらなければいけない。それぞれ各党が公約で掲げてきたことありますから、これは何としても結論を出しますから、さういうのが、さつきの党首討論での一番の結論を出しますが、苦しい中での御決断だと思います。

先ほど、野田内閣総理大臣は、本当に、定数削減。短い時間かもしません。だれども、協議して結論を出すということを前提ではない、もう最初から来年ですよというお話を、私は、はい、そうですかとは言えません。

だから、ゼロの成立に御協力をいただきました。いというの私が私の本心です。

そうはいいながらも、最悪なんですよ、最悪、こんなことは想像したくない中で、条件として申し上げたのが先ほどのお話をございますので、今まで私どもは定数削減をこの国会中にやり遂げたい、思いを持っているということは改めて強調しておきたいと思います。

○西村(康)委員 そこ、この国会でとお伺いしたいと思います。今まで私どもは定数削減をこの国会中にやり遂げたのが先ほどのお話をございますので、あくまでも、私どもは定数削減をこの国会中にやり遂げたい、思いを持っているということは改めて強調しておきたいと思います。

○西村(康)委員 まさにこの日、この時点から十六日までの間にまでやつた上で結論を出しますが、それから、総理が最も重要なのは、そのことをおきたいと思います。

○西村(康)委員 まさにこの日、この時点から十六日までの間にまで、ぎりぎりまで議論をして、それで、最悪の形でまとまつたとしても、総理、そのと

きは決断を変えずに、御判断を変えずに、ぜひ解説をしていただきたいと思つます。そのことを最後にもう一回お願ひをしたいと思います。お願い

これからぜひひ議論しましよう。これからぜひ、きょうこの時点からもう議論をやつて、あさつてまで、ぎりぎりまで議論をして、それで、最悪

が最も悪いケースはこうするとおっしゃつたから、我々もいろいろなケースを考えて言つているわけ

が最も悪いケースはこうするとおっしゃつたから、これからぜひひ議論しましよう。これからぜひ、きょうこの時点からもう議論をやつて、あさつてまで、ぎりぎりまで議論をして、それで、最悪

が最も悪いケースはこうするとおっしゃつたから、これからぜひひ議論しましよう。これからぜひ、きょうこの時点からもう議論をやつて、あさつてまで、ぎりぎりまで議論をして、それで、最悪

が最も悪いケースはこうするとおっしゃつたから、これからぜひひ議論しましよう。これからぜひ、きょうこの時点からもう議論をやつて、あさつてまで、ぎりぎりまで議論をして、それで、最悪

がようということの合意が得られれば、これは、十六日、その日に解散をされるということで理解してよろしいですか。

○野田内閣総理大臣 とにかく協議しましよう、議に入りたいと思いますけれども、民自公で、三党で合意がなされて、合意の文書も先ほどから配られております。それに基づいた修正案も出され

ております。

この三党合意の経緯、一と二が入った経緯を、まず、これは自民党の提案者にお伺いしたいと思ひますけれども、一は我々自民党から提案をし、二は総理から提案があつたものを踏まえたものであります。

○竹本委員 そのとおりであります。

一については、自民党と公明党がかねてから主張していたものであり、項目の二番につきましては、これは野田総理の提案に基づいたものであります。

○西村(康)委員 一は、歳出の見直しを行う、できる限り特例公債の発行額を、赤字国債を抑える、抑制するということは、我が党から提案をしました。二の、今後、二十七年度までの間、特例公債の発行を認めるということ、これは総理から御提案があつたものを踏まえたものということであります。

それぞれちょっとお伺いをしたいんですけど、まず、一つ目の歳出の見直し、政策的経費を含む歳出ができるだけ見直していく。先ほども党首討論でありました、民主党政権になつて予算が膨らんでいます。

我々は、それに対するいろいろなことを主張する中で、例えば、高校無償化も所得制限を入れるべきだと。これは、いわゆる子ども手当、最終的に児童手当ということでも戻りましたけれども、所得制限を入れて、四人家族で約九百六十万だつたと思いますが、金額も一万円ということで抑制をして、歳出削減を図つた。これと同様のことと高校無償化にもやるべきだということをこれまで我が党は主張をしてきました。

この点について、野田総理、どういうふうにお考へか、ぜひお伺いをしたいと思います。

○野田内閣総理大臣 高校無償化制度については、全ての意思のある高校生等が安心して勉学に

打ち込めるよう、その費用を社会全体で負担するとの観点から、所得制限を設げずに実施をしています。

この制度のあり方につきましては、昨年八月の三月に三党間実務者協議で論点整理が取りまとめられています。

現時点では立てるべきだと承知しておりますけれども、御党が主張する所得制限などについては意見が一致していないと承知を

してあります。

○西村(康)委員 総理、我々は、所得に余裕がある方は社会全体で見なくとも自分でやつていける

立つてこれまで主張してきました。

これは子ども手当のときにも、総理が財務大臣

か副大臣のときに私は議論させていただきました

けれども、当時、総理のお子さんは高校生だった

なかなか難しいのかもしれませんけれども、やは

り将来所得制限を入れていくべきだ。財政再建を

やろう、総理はそれに政治生命をかけてやると言

われている。しかも、消費税をお願いする、我々

も身を削ろうと言つている中で、別に総理のお子

さんだけじゃありません、所得のある人、自分た

ちで払える人たちは払つてもらおうじゃないか、

この考え方、総理は御理解できると思うんですけど、いかがですか。

○野田内閣総理大臣 大学三年生と高校三年生、二人います。

○西村(康)委員 総理のその高校三年生のお子さ

んも、高校無償化で年間約十二万の恩恵を受けて

いる。

私は、総理の所得は恐らく三千万を超えておら

れると思いますけれども、当然、自分でお支払い

して、自分で育っていく、社会全体で育てる必要

のない、そういう所得のある方だと思いますけれども、総理のお子さんもそれは必要だとお考へですか。

○野田内閣総理大臣 これは、社会全体で育て

る、そういう考え方の理念に立つてあるというこ

とでございますので、そういう制度になつております。

ます。

○西村(康)委員 我々は、所得が一定以上ある人たち、子ども手当では九百六十万円というのを入れました。高校生については、我々は七百万円の所得制限を入れようということを提案していま

す。

それで全高校生の大体半分ぐらいの世帯をカバーできるんですけども、七百万円以上の方には、社会全体、もちろん、学校で育てていく、地域で育てていくというその社会全体はいいんですね。

○西村(康)委員 これは所得については自分たちでカバーでき

ることを提案しています。これによつて約二千億円削減ができます。

ことにはもうここまで来てますから制度上も

なかなか難しいのかもしれませんけれども、やは

り将来所得制限を入れていくべきだ。財政再建を

やろう、総理はそれに政治生命をかけてやると言

われている。しかも、消費税をお願いする、我々

も身を削ろうと言つている中で、別に総理のお子

さんだけじゃありません、所得のある人、自分た

ちで払える人たちは払つてもらおうじゃないか、

この考え方、総理は御理解できると思うんですけど、いかがですか。

○野田内閣総理大臣 マニフェストの主要事項について、三党間の協議を随分積み重ねてきたと思つてます。仮に我々の提案で七百万の所得制限を入れて、一千億円削減できます。これは、そのまま赤字国債を減らすという手もあります。

他方、きょう資料をお配りしておりますけれども、全国のじじめが問題になつてゐる。余り細かい教育論をここでやるつもりはありません。一例だけを挙げたいと思うんです。

総理のお地元の千葉県というのは非常にいじめ

の件数が多くて、これはちょっと、各県によつて

多分調査の仕方が、どこまでをいじめと見るかど

うかというその判断にばらつきがあるんだと思う

ので、結構ばらつきがありますけれども、右から

三列目の千人当たりのいじめの認知件数、上から

十二番目の千葉県というのが突出して十一・四件

で、一番下が平均、五・五件です。全国平均の倍

ぐらいのいじめがあるわけですね。

これはそう簡単な問題じゃありませんから、ど

こかに予算をつけたら解決できるという問題でも

いけない問題だと思いますけれども、スクールカ

張はありますけれども、まだ平行線のままなんです。

これは、そもそもこういう高校授業料を無償化しているような、そういうほかの国々も社

会全体で負担をしています。これは世界的にも同

じなんです。

等々も踏まえて、そういう理念を踏まえての考

え方なので、政党間の協議をした中で何かの結果

が出ればそれを踏まえますけれども、現時点にお

いては、今の制度のまま対応させていただきたい

と思います。

○西村(康)委員 総理が財政再建に命をかける、政治生命をかけると言われ、かつ、身を削ろう、少しでも無駄を省こうという中での御答弁とし

て、私は非常にがっかりしております。

○西村(康)委員 もちろん、マニフェストがあるでしょうし、党のいろいろな考え方があるでしようけれども、財政再建に命をかけてやられるのであれば、このぐら

いことをぜひリーダーシップをとつて、党の代表としてやっていただきたい。こんな思いであります。仮に我々の提案で七百万の所得制限を入れて、一千億円削減できます。これは、そのまま赤字国債を減らすという手もあります。

え方なので、政党間の協議をした中で何かの結果

が出ればそれを踏まえますけれども、現時点にお

いては、今の制度のまま対応させていただきたい

と思います。

○西村(康)委員 総理が財政再建に命をかける、政治生命をかけると言われ、かつ、身を削ろう、少しでも無駄を省こうという中での御答弁とし

て、私は非常にがっかりしております。

○西村(康)委員 もちろん、マニフェストがあるでしょうし、党のいろいろな考え方があるでしようけれども、財政再建に命をかけてやられるのであれば、このぐら

いことをぜひリーダーシップをとつて、党の代表としてやっていただきたい。こんな思いであります。仮に我々の提案で七百万の所得制限を入

れて、一千億円削減できます。これは、そのまま赤字国債を減らすという手もあります。

他方、きょう資料をお配りしておりますけれども、全国のじじめが問題になつてゐる。余り細かい教育論をここでやるつもりはありません。一例だけを挙げたいと思うんです。

総理のお地元の千葉県というのは非常にいじめ

の件数が多くて、これはちょっと、各県によつて

多分調査の仕方が、どこまでをいじめと見るかど

うかというその判断にばらつきがあるんだと思う

ので、結構ばらつきがありますけれども、右から

三列目の千人当たりのいじめの認知件数、上から

十二番目の千葉県というのが突出して十一・四件

で、一番下が平均、五・五件です。全国平均の倍

ぐらいのいじめがあるわけですね。

これはそう簡単な問題じゃありませんから、ど

こかに予算をつけたら解決できるという問題でも

いけない問題だと思いますけれども、スクールカ

張はありますけれども、まだ平行線のままなん

です。

これは、そもそもこういう高校授業料を無償化しているような、そういうほかの国々も社

会全体で負担をしています。これは世界的にも同

じなんです。

等々も踏まえて、そういう理念を踏まえての考

え方なので、政党間の協議をした中で何かの結果

が出ればそれを踏まえますけれども、現時点にお

いては、今の制度のまま対応させていただきたい

と思います。

○西村(康)委員 総理が財政再建に命をかける、政治生命をかけると言われ、かつ、身を削ろう、少しでも無駄を省こうという中での御答弁とし

て、私は非常にがっかりしております。

○西村(康)委員 もちろん、マニフェストがあるでしょうし、党のいろいろな考え方があるでしようけれども、財政再建に命をかけてやられるのであれば、このぐら

いことをぜひリーダーシップをとつて、党の代表としてやっていただきたい。こんな思いであります。仮に我々の提案で七百万の所得制限を入

れて、一千億円削減できます。これは、そのまま赤字国債を減らすという手もあります。

他方、きょう資料をお配りしておりますけれども、全国のじじめが問題になつてゐる。余り細かい教育論をここでやるつもりはありません。一例だけを挙げたいと思うんです。

総理のお地元の千葉県というのは非常にいじめ

の件数が多くて、これはちょっと、各県によつて

多分調査の仕方が、どこまでをいじめと見るかど

うかというその判断にばらつきがあるんだと思う

ので、結構ばらつきがありますけれども、右から

三列目の千人当たりのいじめの認知件数、上から

十二番目の千葉県というのが突出して十一・四件

で、一番下が平均、五・五件です。全国平均の倍

ぐらいのいじめがあるわけですね。

これはそう簡単な問題じゃありませんから、ど

こかに予算をつけたら解決できるという問題でも

いけない問題だと思いますけれども、スクールカ

張はありますけれども、まだ平行線のままなん

です。

これは、そもそもこういう高校授業料を無償化しているような、そういうほかの国々も社

会全体で負担をしています。これは世界的にも同

じなんです。

等々も踏まえて、そういう理念を踏まえての考

え方なので、政党間の協議をした中で何かの結果

が出ればそれを踏まえますけれども、現時点にお

いては、今の制度のまま対応させていただきたい

と思います。

○西村(康)委員 総理が財政再建に命をかける、政治生命をかけると言われ、かつ、身を削ろう、少しでも無駄を省こうという中での御答弁とし

て、私は非常にがっかりしております。

○西村(康)委員 もちろん、マニフェストがあるでしょうし、党のいろいろな考え方があるでしようけれども、財政再建に命をかけてやられるのであれば、このぐら

いことをぜひリーダーシップをとつて、党の代表としてやっていただきたい。こんな思いであります。仮に我々の提案で七百万の所得制限を入

れて、一千億円削減できます。これは、そのまま赤字国債を減らすという手もあります。

他方、きょう資料をお配りしておりますけれども、全国のじじめが問題になつてゐる。余り細かい教育論をここでやるつもりはありません。一例だけを挙げたいと思うんです。

総理のお地元の千葉県というのは非常にいじめ

の件数が多くて、これはちょっと、各県によつて

多分調査の仕方が、どこまでをいじめと見るかど

うかというその判断にばらつきがあるんだと思う

ので、結構ばらつきがありますけれども、右から

三列目の千人当たりのいじめの認知件数、上から

十二番目の千葉県というのが突出して十一・四件

で、一番下が平均、五・五件です。全国平均の倍

ぐらいのいじめがあるわけですね。

これはそう簡単な問題じゃありませんから、ど

こかに予算をつけたら解決できるという問題でも

いけない問題だと思いますけれども、スクールカ

張はありますけれども、まだ平行線のままなん

です。

これは、そもそもこういう高校授業料を無償化しているような、そういうほかの国々も社

会全体で負担をしています。これは世界的にも同

じなんです。

等々も踏まえて、そういう理念を踏まえての考

え方なので、政党間の協議をした中で何かの結果

が出ればそれを踏まえますけれども、現時点にお

いては、今の制度のまま対応させていただきたい

と思います。

○西村(康)委員 総理が財政再建に命をかける、政治生命をかけると言われ、かつ、身を削ろう、少しでも無駄を省こうという中での御答弁とし

て、私は非常にがっかりしております。

○西村(康)委員 もちろん、マニフェストがあるでしょうし、党のいろいろな考え方があるでしようけれども、財政再建に命をかけてやられるのであれば、このぐら

いことをぜひリーダーシップをとつて、党の代表としてやっていただきたい。こんな思いであります。仮に我々の提案で七百万の所得制限を入

れて、一千億円削減できます。これは、そのまま赤字国債を減らすという手もあります。

他方、きょう資料をお配りしておりますけれども、全国のじじめが問題になつてゐる。余り細かい教育論をここでやるつもりはありません。一例だけを挙げたいと思うんです。

総理のお地元の千葉県というのは非常にいじめ

の件数が多くて、これはちょっと、各県によつて

多分調査の仕方が、どこまでをいじめと見るかど

うかというその判断にばらつきがあるんだと思う

ので、結構ばらつきがありますけれども、右から

三列目の千人当たりのいじめの認知件数、上から

十二番目の千葉県というのが突出して十一・四件

で、一番下が平均、五・五件です。全国平均の倍

ぐらいのいじめがあるわけですね。

これはそう簡単な問題じゃありませんから、ど

こかに予算をつけたら解決できるという問題でも

いけない問題だと思いますけれども、スクールカ

張はありますけれども、まだ平行線のままなん

です。

これは、そもそもこういう高校授業料を無償化しているような、そういうほかの国々も社

会全体で負担をしています。これは世界的にも同

じなんです。

等々も踏まえて、そういう理念を踏まえての考

え方なので、政党間の協議をした中で何かの結果

が出ればそれを踏まえますけれども、現時点にお

いては、今の制度のまま対応させていただきたい

と思います。

○西村(康)委員 総理が財政再建に命をかける、政治生命をかけると言われ、かつ、身を削ろう、少しでも無駄を省こうという中での御答弁とし

て、私は非常にがっかりしております。

○西村(康)委員 もちろん、マニフェストがあるでしょうし、党のいろいろな考え方があるでしようけれども、財政再建に命をかけてやられるのであれば、このぐら

いことをぜひリーダーシップをとつて、党の代表としてやっていただきたい。こんな思いであります。仮に我々の提案で七百万の所得制限を入

れて、一千億円削減できます。これは、そのまま赤字国債を減らすという手もあります。

他方、きょう資料をお配りしておりますけれども、全国のじじめが問題になつてゐる。余り細かい教育論をここでやるつもりはありません。一例だけを挙げたいと思うんです。

総理のお地元の千葉県というのは非常にいじめ

の件数が多くて、これはちょっと、各県によつて

多分調査の仕方が、どこまでをいじめと見るかど

うかというその判断にばらつきがあるんだと思う

ので、結構ばらつきがありますけれども、右から

三列目の千人当たりのいじめの認知件数、上から

十二番目の千葉県というのが突出して十一・四件

で、一番下が平均、五・五件です。全国平均の倍

ぐらいのいじめがあるわけですね。

これはそう簡単な問題じゃありませんから、ど

こかに予算をつけたら解決できるという問題でも

いけない問題だと思いますけれども、スクールカ

今回の補正予算に限らず、これまで数ある補正があつたわけですが、歳出の減額補正に加えて追加の補正も行われるというふうに考えるのが普通であります。経済がこういう状況でありますので、これは経済対策という意味で、当然に御党からもこういったことを盛り込むべきだという歳出要望も出ると思います。そういうときに、今までの御指摘を参考に、今後も歳出を抑えるべきだという結果として特例公債の発行額が当初の予算に比べまして減額されるかどうかは、先ほど来申し上げているようにネットしなきやなりませんので、補正予算編成時に総合判断するということになると思つております。

ただし、多分御指摘の箇所になると思いますけれども、歳出の減額補正を行なうということについては、結果として特例公債発行額の全体が抑制されることはなりますので、そのことについては、委員の御指摘はそのとおりだというふうに思ひます。

○大谷(啓)委員 正直言いまして、私はこの二十四五年度予算に賛成した立場ですから、賛成した立場の人間からすると、そういった仲間を除外しておいて勝手にこういった合意をしていることは極めておかしな話なんじやないかな、本当に国民に対する裏切りに近いものじやないかなといふうに私は思うわけです。いずれにいたしましても、こういう大事な合意を三党だけで、しかも短時間で、そして解散の条件を整えるためという目的だけで取り進めるというふうは本当に遺憾で、今、日本の経済がこれだけ大変なときに、日本の経済立て直しのために政治が全力を尽くさないといけないときに、何でこういうことになってしまったのかということについては、改めて強く抗議をしたいというふうに思つております。

きょうは野田総理も来ていただきしております。前回も御指摘をさせていただきました。私たちには、消費税増税を償還財源とする年金特例公債の発行の記述がある限り、やはりどうしても今回の特例公債法案には賛成できないというふうな立場

でございます。

前回、城島大臣の方にもるる御質問させていただきましたが、やはりきょうの月例報告、また今月もマイナスの修正、下方修正ということになつたわけです。もう、切れ目のない経済対策、切れ目のない経済対策と力説しても、どうも切れ目が出きちゃっているんじゃないかな、本当に、今までの日本の経済の現状について、政府として認識をしているのかなというふうに思われるを得ないわけです。そして、その上で、この八月に消費税増税を強行してしまったわけですね。やはり、今、私たちは、現下の経済情勢を見据えて、本当にこの増税という判断が正しかつたのかといふことも改めて検証し直さないといけないですし、また、こうした増税を担保に国債を発行するということについても、もつともっと慎重になるべきではないかといふふうに思ひます。

そこで、野田総理に御質問申し上げますが、このような景気の下方局面、減速局面、あるいはデフレが継続中、あるいはデフレが進行しているような状況の中で増税すると経済はどうになるのか、どういう認識を持たれているのか、御確認したいと思います。

○野田内閣総理大臣 月例のお話をされていまして、たれども、私はまだ月例報告を聞いていないと、いかが、先週の金曜日だと思いますので、そこは事実関係として申し上げさせていただきたいといふうに思います。

その上で、今の景気認識のお話でござりますが、確かに、この間の七一九のQEを見ますと、年率で実質GDPのマイナス三・五という大変厳しい数字が出たというふうに思つております。

こうした状況を踏まえまして、政府としては、切れ目のない経済対策として、先月末に、予備費を活用して、これは、予算規模では四千億円、事業規模では七千数百億円、そういうものでございましたが、そのほかに、今月中をめどに、もつとパッケージとしての経済対策をまとめさせていたいというふうに思つております。

そうしたことを通じて切れ目のない経済対策を行ないたいと思いますが、景気が冷え込んでいる状況の中で消費税を上げた場合というのは、出しかねないというふうに思いますので、まさに講じていかない、もちろん日本の経済の再生は私どもの責任でありますけれども、特に消費税を引き上げて国民の御負担をお願いする前に、経済が好転していくくという状況を何としてもつくり出していくなければならない、そういうふうに思つておられるべきではないかといふふうに思つておられる次第であります。

○大谷(啓)委員 ありがとうございます。

おっしゃることはわかるんですが、私は、今の状況ではとても経済は好転していないのではないかということを強く懸念しているわけでござります。

消費税増税にかかる党内の議論にも一生懸命参加してまいりましたが、やはり内閣府の予測は甘いのではないかといふことも御指摘しましたし、もつともつと緻密な議論をすべきだといふうに私は申し上げてきたわけです。

そして、景気が減速していくのではないかといふ懸念がまさに当たりつつある。ですから、当然、消費税増税をしたいがゆえに、経済を好転させるということは全力を尽くさないといけないけれども、それとあわせて、やはり、このままの経済の状況が続いたときに消費税を上げてかかるべきなのかということを今のうちから検証するのが私は政府の責任だと思うんですね。

ところが、これまでの答弁を聞いておりますと、いや、それは次の政権が判断することだ、もう繰り返しそのような答弁になるわけです。一つは、もし消費税が上げられなかつたときに、この償還財源は一体どうするのかという質問についても、いやいや、それはまだわかりません時の政権が判断してくださいと。あるいは、消費税増税をするか否か重大な決断をするときに、この年金を活用して、これは、予算規模では四千億円、事業規模では七千数百億円、そういうものでございましたが、そのほかに、今月中をめどに、もつとパッケージとしての経済対策をまとめさせていたいというふうに思つておられます。

私は、本当にこんな答弁で政府が責任を果たしていいのかということを疑問に思つておられるのか、何としても、経済の好転を図ることによって、その環境整備をする、そのためには、このいわゆる年金特例公債の償還を止め、全力を尽くすということが前提だと思うんです。

その上で、これは仮の話でありますけれども、まさに消費税を引き上げるかどうかというの、さまざまな指標を見ながら、経済情勢を総合的に勘査しながら、そのときの政権が判断をするんですが、では、このいわゆる年金特例公債の償還を含めて社会保障の充実強化のための財源をどうするか。まさにそのときの政権の厳しい検証、検討の中で選ぶしかないと思うんですが、でも、御指摘があつたとおり、安易に赤字国債でそれを賄うという将来世代にツケを残すようなやり方というのは好ましくないと思うんです。その中でどういう判断をするかということだと思います。

○大谷(啓)委員 何かよくわかつたようなわからぬよう答弁だと思いますが、

総理、もう一個確認したいんですけど、仮に、もし来年の秋口、野田総理がスタイル、まだ総理でいらっしゃって、今のような、現下の経済の情勢だとすれば、どのように判断されますか。

○野田内閣総理大臣 景気を回復させるために全効力を尽くしていく、その中の判断をそのときにしなければいけないというふうに思ひます。

○大谷(啓)委員 極めて残念な答弁です。

私は、努力をしなきやいけないと思うんですが、先ほど党首討論で野田総理がおっしゃつてたとおり、今までのツケというのが随分たまっています。だからそんな一年やそつとでよくならないんですけど、総理は率直にお話しされておりました。私は、それを十分理解しますよ。今の経済の状況だけを考えたときに、財政もみずから抑制しておいて、成長戦略だ何だと応援歌のようなことを言つて、本当に一年で経済が好転するとは私は到底思えません。

いつも、待つたなしで、社会保障と税の一体改革は待つたなしですとおっしゃいます。待つたなしという背景は、今、財政が厳しい、こういうことなんだと思いますが、財政が厳しいがゆえに国民に負担を求めなきやいけないんです。これも、その言葉だけは私も理解します。だから、結果として、社会保障で安心感も与えられるし、増税をしても大丈夫ですよ、経済も、それは先ほど一般論としておっしゃられたとおり悪くなるけれども、経済も何とかなります、こういう理解なんですか。もう一度、確認します。

○野田内閣総理大臣 何とかなりますというか、何とかしなきやいけないわけでございまして、昨年の九月に政権を預かることによって、それから、大きな三つの命題として、震災からの復興、原発事故との戦い、日本経済の再生と言つてまいりました。

その後、三四半期はプラス成長だつたんですね。そこへ来て今御指摘のよくなちよつと心配される状況がありましたが、ここへ来て緊張感を持って、切れ目のない経済対策を講じながら、経済が好転したという状況を実感できるような状況をつくりながら、消費税を引き上げさせていた大谷(啓)委員、そういう答弁にならざるを得ないと思います。

○大谷(啓)委員 そういう答弁にならざるを得ないと思いますが、私は本当にやはり違和感がある

んですね。

総理は経済成長と財政健全化が両輪だと言いましたが、私も財政健全化は全く否定しませんし、日本抱えている今の最大の課題だと思います。そ

れを何とかしなきやいけない。ただ、順番があつて、やはり、経済をしっかりと好転させてから財政健全化に向かった方が、中長期的に見ても、日本ためになるし、国民生活のためになるといふに思うわけですね。ですから、将来の消費税増税を何も否定しておりませんが、今わざわざ消費税増税を決めてしまうことがおかしいんじゃないかと再三再四私たち述べさせていただいているわけです。

野田総理は、党内議論のときにはそのようなこ

とをおっしゃつていませんでしたが、この社会保障と一体改革、これに向けての覚悟というのは議員バッジを外すことだというふうにおっしゃられておりました。それだけ強い覚悟、責任感を持つ

理解します。

しかし、私は、来年秋に野田総理が総理でいるのかどうかは、選挙の結果次第であり、わかりませんが、いずれにしても、こういった消費税増税を償還財源とする年金特例公債を発行するというふうに提案した人間として、そのとき、やはり責任をとつてももらわないといけないとおもいます。

要は、今、一生懸命頑張ります、経済の好転に向けて何でもかんでもやります、だからお願ひしますと言つても、私は、余りに、国民として、国家として、リスクが大き過ぎる話だと思うんです。やはり、そこはしっかりと来年に向けて総理の責任というのを示してもらわないといけない。

○大谷(啓)委員 本当に今、やはり国際的な経済、財政の見方というのも、私は少しずつ変わってきたんだと思うんですね。やはり、財政再建だけを視野に入れて増税一辺倒あるいは緊縮一辺倒ではだめだ、だからこそ経済との両輪でというこ

とになつています。この経済との両輪というのは何かというと、緊縮・増税でという話ぢやないんですね。やはり、そこはしっかりと来年に向けて総理の動向が徐々に変化しています。今こそそういう緻密な議論が必要なんですよ。緻密な分析をしないと来年にツケが回っちゃうんじゃないですか。

私は、やはりもう一回、この一四年四月八%、一五年十月一〇%ということも含めて、しっかりと見直すための緻密な分析、議論というのをし直した方がいいと思うんですが、総理、御見解はいかがですか。

○野田内閣総理大臣 大谷委員におかれましては、私は、大変フェアな議論をしていただいています。景気と財政の関係、これは、どの論が一番正しいのかというのではなくかわからな

いというのは、まさにフェアな議論だと思います。景気と財政の関係、これは、どの論が一番正しいのかというのではなくかわからな

いということを自説として主張しているわけですが、これが本当に絶対正しいとは当然申し上げま

来年に向けての総理の責任ということについて、どのようにお考えか、お聞かせください。

○野田内閣総理大臣 財政再建、もちろん必要な

です。一方で、成長も必要なんです。だから、我々の政権のとでは、財政運営戦略と新成長戦略、今度は日本再生戦略というのをつくりました

けれども、これを同時に実現させていくというのが基本的な考え方です。

恐らく、世界の主要国においても、財政再建と成長という、この両方の、二つの命題をどう乗り越えるかということで戦闘苦闘しています。財政再建を放棄したら経済に影響が出るということは、今、歐州の危機を見ればわかるんです。とい

うことを踏まえて、なかなか難しいかじ取りな

で、それぞれに当てはめて、どれが最適なのかと

いふに疑問があるんです。

去年の年末、総理が民主党内の議論に出られたときには、私は、緻密な議論をしましょと御提案

申し上げました。すなわち、消費税の上げ方も、

二段階なのか五段階なのか、上げ方もいろいろあ

りますね、上げるタイミングも、あした上げるの

ときには、まさに生き物ですから、シミュ

レーションが全て当たるとは言いませんが、そ

うことです。当時は、まさに民主党内の結論を

いついろいろなモデルでシミュレーションし

て、それぞれに当てはめて、どれが最適なのかと

いうことを議論すべきだと申し上げましたが、総

理は、當時、緻密な議論は必要だけれども時間が

ないんです。当時は、まさに

野党に言われているときでした

から、そういうことも含めて、すぐに決めよう、

時間がないといふことをおっしゃられました。

だから、そういうことも含めて、すぐに決めよう、

早く出すようにと野党に言われているときでした

から、そういうことも含めて、すぐに決めよう、

時間がないといふことをおっしゃられました。

私は、やはりもう十カ月がたちます。そして、経済の動向が徐々に徐々に変化しています。今こそそ

ういう緻密な議論が必要なんですよ。緻密な分析

をしないと来年にツケが回っちゃうんじゃないですか。

私は、やはりもう一回、この一四年四月八%、

一五年十月一〇%ということも含めて、しっかりと見直すための緻密な分析、議論というのをし直した方がいいと思うんですが、総理、御見解はいかがですか。

○野田内閣総理大臣 大谷委員におかれましては、私は、大変フェアな議論をしていただいてい

ると思います。景気と財政の関係、これは、ど

の論が一番正しいのかというのではなくかわからな

いというのは、まさにフェアな議論だと思います。

景気と財政の関係、これは、ど

の論が一番正しいのかというのではなくかわからな

いといふに徐々になつてます。

私は、先ほど申し上げたとおり、財政で経済を

よくしてから国民に負担を求めるべきじゃないか

ということを自説として主張しているわけですが、これが本当に絶対正しいとは当然申し上げま

で、日本が及ぶ法案だからこそ、総理入りでこうやって審議しているんですよ。

政がどうなるかという国際社会の厳しい目があり
いんです

い
ん
で
す

政がどうなるかという国際社会の厳しい目があり

醸したことがあるんですけども、泉先生からえ

ます。そういうものに対し、やはり日本は財政規律を守る国であるという一定のメッセージはどうしてもほかの国以上に出さざるを得ないと

その中で、党内で「ハローハロ」と義理論がございまして、思っています。その上で、きちっと成長戦略に基づいて、日本再生戦略に基づいて成長政策をとつていくというのが日本のかじ取りだらうと私は思っております。

た。一定の、どこかで区切つて議論を終結しなければならなかつたんですが、消費税の引き上げを段階的にどうやつていくのか、二段階なのかどうかなのか、二段階だつたらいつといつなのか、間隔はどうぐらいあけるのか、さまざまな御議論をい

たたいた中での意見集約だったというふうに私は思つておりますので、ここは決して、えいやではなく、さまざま御意見を拝聴しながらの結論だつたというふうに思つております。

○大谷(啓)委員 もう離党した身ですから余り立派な議論なんかできませんよ。

突然、突然というか、年末の、いよいよ決めなきやいけない前日に第一案が出されて、その第一案というのは、一三年十月八%、一五年四月一

あつと議論になつて、では、やはり確実に任期が終わつた後の次の政権が判断できる形にするために半年ずらしましよう、これで終わつちやつたんですよ、時期と税率については、全然緻密な議論なんて行われていません。だから、私はもうだめだと思ったんですね。

いずれにしても、やはり今私たちが考えなきやいけないのは、成長戦略を今の政権が幾ら言つても、日本再生戦略、こういうことを幾ら言つても、あるいは四千億規模のいわゆる財政出動というか予備費を使つた出動をして、株価は全く反応していません。これから日本がよくなるんだ、経済がよくなるんだ、こういうような実感を持っている事業者はほんいません。まだまだ課題が多い

そして、今、政局というのがこういう状況で、まさにこれから国民に信を問うて判断をしてもらうという局面になりますが、いずれにしても、経済は生き物で、政治空白の中で何も手が出せないというような状況は私は避けなければいけないと いうふうに思います。

消費税増税を是認するつもりは全然ありませんが、やはり一刻も早く経済再生に向けて、私は、新たなる財政出動も含めながら積極的に取り組むべきだ、私たちはそのことにはしっかりと協力したいと思っておりますし、ぜひそういう取り組みを政府の中でしていただきたいというふうに思つております。

らいお叱りを受けたりしたことがあつたんですが、いい方を党首に選ばれたなというふうに、私は改めて痛感をした次第であります。

その上で、定数問題ですけれども、私どもは、総理のお考えもやはりよく理解できるんですよ。ですから、結論のことではなくて、つまり、定数というのは民主主義の根本にかかる問題ではないかなどいろいろと思ってるんです。すな

[View Details](#)

私は、何といつても、きょうの定数削減の話は、御指摘のとおり、まさに選挙制度は民主主義の根幹にかかわる問題をベースに考えなければい

けない、それはそのとおりだと思います。
一方で、きょうも党首討論で申し上げましたけれども、国民の皆様に御負担をお願いするときに、まずは隗より始めよ、身を切る改革は何なの

かといったときに、どうしてもこれは定数削減なんですね。これは、民主主義云々という考え方で言うならば、ストレートに関係する話ではないかも知れませんけれども、主権在民という考え方の主権

者が強く要請をしていることです。それは論理的なのかどうかはわかりません。そういうものをしっかりと我々は受けとめながら対応するということが責任ある政治ではないかと思っています。

加えて、今回の定数削減の案は（○増五減とい）う小選挙区における削減と、修正連用制といいますか、一部連用制を取り入れた形であって、提案

をしている民主党にとって、これは決してプラスになる制度とは思いません。選挙制度というと、どうしても自分の党に有利なグリマンダー的なものがこれまで多かつたと思いますが、決して我々にはプラスにはなりません。むしろ、御党を含めて、あるいはもっと小さな政党が、比例においても削減があるけれどもきちっと議席が与れるとい

うことを配慮した内容だと思います。

きょうの党首討論の中でも、山口代表も傾聴に値するというところまでおつしやつていただいておりますので、短い期間かもしませんが、精力的な議論の中で、むしろ一歩踏み込んで、定数削減と民主主義のあり方とを絡めて判断するならば、我々の提案をしているものは、私は、決してそんなに変なものではない、むしろ多くの皆様に共感していただけるものではないかと思いますので、ぜひ前向きに御検討そして御協力をいただきたいと思います。

○竹内委員 わかりました。

我が党は従来から大衆とともにという理念を持つておりますが、同時に、しかし大衆迎合ではないというふうにも言つてゐるんですね。そこをやはり、私どもはきちっと支持者の皆さんの意見を踏まえつつ、しかし、おかしなことはやらなすべきときは説得する、こういう筋道でやつております。

時間が余りないんですけども、あと総理には一問だけ、この間の代表質問で質問したんですね。が、やはり日中問題ですね。

通告をしておりませんけれども、本当にこの日中問題は、公明党も半世紀も前からやつておりましたし、御存じかどうかわかりませんけれども、日中共声明の下地となる復交五原則というのがありまして、そういうのも公明党と当時の周恩来との間で、中日友好協会であります。そういう話し合ってきたような経緯もあります。そういうものが下地になつて日中共同声明のベースになりました。自民党的皆さんも大変な努力をされていまして、高崎達之助先生や松村謙三先生を始めとして、さまざまなかたが大きな御努力をされていました。

そういう意味では、この半世紀の平和と友好の関係また経済繁栄におきましても、経済的な部分

でも、松下政経塾の創立者の松下幸之助先生が中國に工場進出をされて向こうにも大変な貢献をさ

れたという歴史もありますし、非常に今の事態を残念に思つております。

そういう意味では、東京都知事のいろいろなこととあつたんでしょうけれども、中国側とこの辺の話し合いはされていましたが、本当は相当向こうの反応は厳しかつたんじゃないかなと思うんですね。タイミングとか時期とか、権力移行期ということもありますし、もう少しうまく考へるというようなお考えはなかつたのかどうか、その辺を含めてちょっと御答弁をいただきたいと思います。

○野田内閣総理大臣

尖閣諸島が我が國の固有の領土であることは言うまでもない中で、個人が所有をされていた三つの島を国が保有するようになります。それは、東京都とのいろいろな関係がございましたけれども、長期的に平穏かつ安定的な維持管理をする、そのためには何が保有をするといふことの、いわゆる所有の移転という問題であるといふことは、何度も中国には、さまざまレベルにおいて、私と相手方の主席による立ち話だけが見られていますけれども、そうではなくて、さまざまレベルでそうした説明をしてまいりました。これは、何度も中国には、さまざまレベルで、多方面にわたる赤字国債などを含むものではないのかという疑問がまず第一。

憲法八十六条で規定している予算の単年度主義に反しないのか。すなわち、憲法八十六条の規定では、毎会計年度の予算というのは歳入と歳出の両方を含むものではないのかという疑問がまず第一。

それから二つ目に、仮に法形式論として憲法に違反しないとしても、憲法が想定している歳入などの借金はやはり想定していないのではないか、すなわち、予算の単年度主義の趣旨に反するんじゃないかというのが二つ目。

そして三つ目は、さらに百歩譲って憲法違反でないとしても、昭和五十一年から一貫して単年度のみの発行根拠法としてきたこれまでの慣例からは反することになります。やはり、財政規律が緩むことにはならないか。今後、財政健全化法を改めて成立させるとか、そういう努力が必要だと思いますが、提出者の御答弁をお願いします。

○五十嵐委員長

齊藤君、簡潔にお願いします。

まず、第一点目の、単年度主義に反するのではないかということをございますけれども、今回、修正後の法律に基づく特例公債につきましても、各年度の発行限度額は毎年度の予算総則で規定して国会の議決を経ることになつておりますので、この意味からも、憲法に規定する

の努力があると思いますので、そういう意味における御協力もいただきながら、主権や領土、領海について、主張すべきことは、これは毅然としてやつていかなければいけないと思うんです。

一方で、クールに、冷静に、お互に挑発をせずに、大局觀を見失わないで解を見出していいこうとする努力は、これはやり続けていかなければいけないと想りますので、ぜひその面における御協力をいたければというふうに思います。

○竹内委員 もう残り時間がわずかなんですが、修正特例公債法案につきまして提出者にお伺いしたいと思います。まとめてお伺いしますので、まとめてお答えください。

憲法に規定する予算の単年度主義との関係については、各年度の特例公債の発行限度額を毎年度予算総則で規定し、国会の議決を経ることになることから、直ちに問題になるものではない、このように考えております。

それから、最後の第三点目でござりますけれども、財政規律が緩むことにならないか、また、どのように財政健全化に取り組んでいくのかという御指摘でございますけれども、これまで、毎年この法案を審議することによって財政当局へ一定の緊張感を持たせるという意味で、大変意義があつたと思っております。しかしながら、総理から先ほど説明がありましたけれども、最近の財政状況の悪化、それから、ねじれ国会のもとで財政運営が不安定になつて、この面、これを踏まえて、また、野田総理大臣からの提案を踏まえて、三党間で協議を進め、平成二十七年度までの特例公債の発行を認めるよう法案の修正を行つたものでございます。

しかしながら、野方団な発行を認めるわけではなくて、引き続き、特例公債の発行抑制に真摯に取り組んでいく。今回、三条にもあるように決めたところでございます。

そしてまた、先ほど答弁申し上げましたように、現行の財政健全化目標をしっかりと守りながら、財政規律を維持することが求められ、我々公明党いたしましても、政府にそのこととの説明責任を果たさせながら、しっかりと予算委員会等で議論をしていくことになると思います。

ではない、このように考えております。

それから、二点目の、憲法制定時に想定している歳入とは税であつて、赤字国債などの借金は予算の単年度主義の趣旨に反するのではないかといふことでござりますけれども、憲法制定時に赤字国債の発行ということは想定されていなかつたところがいまして、財政規律が緩むことのないよう、政府に対して強く働きかけていく所存でござります。

本だつたわけです。

ただ、毎年特例のようだつたものが、残念ながら、今は恒常的に特例公債を発行せざるを得ない状況になつていて、しかも、今は一般会計予算の四割を占めるに至つてはいるという状況が生まれました。

少なくとも、どのような政権がこれから生まれても、特例公債に当面は頼らざるを得ない状況があります。もちろん、その額は抑える努力はしていかなければなりませんけれども、今のような恒常的な状況の中で、残念ながら、予算是成立をしても、その裏づけとなる特例公債がなかなか成立をしないという状況があつて、今回もそうあります。ですが、地方団体含めて国民生活に支障を及ぼすような状況も生まれかねない。

こうした弊害を乗り越えるために、少なくとも我々は、財政運営戦略で向こう十年間でプライマリーバランスの対GDP比、赤字を黒字化していく、二〇一五年までにはそれを半分にしていく、そういう方針を立てました。こうした方針のもとで、財政規律を守りながら予算と特例公債と一緒にに対応するような、そういう御提案を今回議員立法としていただいたものと承知をしておりますし、財政規律は守つていかなければいけないと考えています。

○佐々木(憲)委員 今、総理の答弁は、踏まえなければならぬとか基本だったとか、こういうふうに言いながら、それを今回は、特例公債がたくさん、半分近くになつた、だから、そういうことを外して自由に発行できるようにしたい。これは原理原則を逸脱しており、基本を外れている、そういう議論でありまして、総理がそういうことに踏み出すというのは極めて重大であります。

修正案は、予算と公債特例、一体のものをばらばらにして、単年度という限定を外して、三年間、ことしも含めれば四年間、特例公債の発行を

認めるというものであります。こんなやり方をすると、財政規律は完全に歯どめを失います。

平成二十五年度、つまり来年度ですね、「二十六年度、二十七年度、この予算は、まだ予算内容が明瞭になつております。来年以降の話であります。それなのに、中期財政フレームがあるから」と。これは単なる枠組みであります。枠組みなので、中身じゃないんです。どのような予算が組まられるか、全くわからない。にもかかわらず、この修正案は、どんな予算を組もうが赤字国債が発行できる、そういうことになるんじやありませんか。

○城島国務大臣 先ほど申し上げましたように、特例公債の発行限度額は、従来どおり、各年度の予算総則に規定をして、予算委員会で審議いただきます。そこにはならないというふうに思つております。

○佐々木(憲)委員 予算総則に書けば何でもできることになつておりますので、必ずしも御指摘のようなことにはならないというふうに思つております。

○佐々木(憲)委員 予算総則に書けば何でもできることになつておりますので、必ずしも御指摘のようなことにはならないといふふうに思つております。

○佐々木(憲)委員 予算総則に書けば何でもできることになつておりますので、必ずしも御指摘のようなことにはならないといふふうに思つております。

○佐々木(憲)委員 予算総則に書けば何でもできることになつておりますので、必ずしも御指摘のようなことにはならないといふふうに思つております。

○佐々木(憲)委員 予算総則に書けば何でもできることになつておりますので、必ずしも御指摘のようなことにはならないといふふうに思つております。

○佐々木(憲)委員 予算総則に書けば何でもできることになつておりますので、必ずしも御指摘のようなことにはならないといふふうに思つております。

ならないのは、毎年度の予算は、時の内閣が国会に提出し、衆議院で申し上げれば、予算委員会でそれを審議し、そして最終的に、お互いに納得した上で採決に応じるわけですね。これは当然、時代の野党的方針によつては、その採決に応じない、応じるで、またいろいろな混乱が第一委員室で毎年繰り広げられるわけがありますが、最終的には、何十時間にもなんなんとする予算審議の結果、毎年の予算は衆議院において可決、決定され

てきているわけでありまして、その議論が今後ともより丁寧に、とりわけ歳入、この公債発行についてセツで議論をされる仕組みを衆議院の予算委員会においていかにつくつしていくかということが、恐らく議論的具体的なポイントになつてくるんだと思います。

これまで、率直に言えれば、公債特例法案は重要広範議案でした。当財務金融委員会で毎年、総理入りで充実した質疑で行つてきたのは事実であります。しかしながら、予算が一方で成立しているにもかかわらず、歳入の裏づけがないままに執行が滞つてはいるという今日のこの問題を何とかしたいといふ中で、ハウスの知恵を出したいと思つてはいますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○佐々木(憲)委員 総理が出席をして重要な広範議案として議論するから、しっかりと歯どめをかけることができるわけなんですよ。それを外して、予算は予算で通した、通した途端に財源まで一緒に通つちやう、そんなでたらめなことがありませぬか。財源は、財政法に基づいてきちっと法律として国会を通らなければ、これは確保できないというのが原理原則ですよ。そういうものを逸脱してしまつといふことになる。

三年後というのは、どういうことかといえば、一〇%に消費税率が引き上がる。それまでの間は、赤字国債は時の政権が自由に発行できる、こういうことになります。経済状況を好転させなければならぬ、そういう意味屈でいいますと、結局そのため

に財政を投入する、こういうことになりますね。まずけれども、大事な観点を我々共有しなければなりません。そこで、自民党にまず聞きたい。

消費税の増税法案の附則十八条第一項の中に「総合的な施策の実施」、第二項には「成長戦略」等々が規定されております。私、これは社会保障・税特別委員会で確認をしましたが、自民党的提案者が、我々の要望で書き込んだんだ、こういふ答弁でございました。

自民党的国土強靭化計画というのがありますね。十年で一百兆の大規模投資を行ふと書いてあります。年間にすると二十五兆円。最初の三年間を集中期間であるとしまして、十五兆円を追加投資します。年間に見ますと二十五兆円ずつ投資をするという形になるわけです。その財源はどこから捻出するんですか。

○竹本委員 言話しのよう、十年間で二百兆円という計画を立てております。別に、政府としてはこれが最終の数字だといって決められたわけではありませんけれども、我々自民党は、その財源については特例公債じゃなくて、使うのであれば建設国債、それから、経済成長によって利益が上がります。

○佐々木(憲)委員 お話しのよう、十年間で二百兆円という計画を立てております。別に、政府としてはこれが最終の数字だといって決められたわけではありませんけれども、我々自民党は、その財源については特例公債じゃなくて、使うのであれば建設国債、それから、経済成長によって利益が上がれば、それによる税収を活用したい。

一番問題なのは、千四百兆円か五百兆円あると言われる金融資産、これの運用先としてこれを貯めようかというふうに考えております。ですから、例えば大きいプロジェクトを進める場合に巨額な資金が必要になります。これについては、主体が例えばPFIのようなものであれば、株券を発行し、あるいは政府の信用も使いながらやる新型証券という方法もあり得ると思いま

す。そういう意味において、民間資金を中心として

円というふうになりますか、そういうことをやるうと思つておりますし、決して借金でやろうとしているわけではございません。

○佐々木(憲)委員 自民党のこの計画によりますと、大規模投資するための財源として日本再生債を創設するこういうふうに書かれていますね。この日本再生債というのはどういうものですか。

○竹本委員 昨年、東北の大震災をこうむりました。それで、復興には多額のお金がかかります。日本は地震列島でありますから、どこでどういう災害が起きるかわからない。そういう意味で、日本を再生するために、今申し上げたよな、一定の利率を上げまして、それを貰えば株の投資と一緒に利益が還元される、そうすると民間の資本がどんどん集まつてくる、それによってこういう大きい事業をやつていこう、こういうことでござります。

○佐々木(憲)委員 要するに赤字国債と変わらないじやありませんか。要するに、国債を、日本再生債を発行して民間に買い取つていただいて、それで集めたお金で投資をしようと。

これは、建設国債とは必ずしも一致しないです。なぜかといいますと、この計画によりますと、国家機能代替性確保、原発安全確保、通信手段確保、行政機関の業務継続用通信システムの整備、工場移転の支援、国際競争力強化のための社会資本整備等々、周辺海域の警備強化、こんなものが入っているんですよ。これは、建設国債に限らない、性格からいうと赤字国債ということになると、消費税増税前に、仮に自民党が政権についたら、我々は望んでおりませんけれども、もしついたら、際限ない無駄遣いに道を開くということになるんじやありませんか。

私は、財政破綻の危険性をますます高めるといふうに思います。つまり、三党合意で修正案を今回提案して、その案が通つたら、どこの党が政権につこうが、ともかくこういう形で赤字国債発行自由化が三年間保証される。到底認めるわけに

はいかない。

次に、消費税等負担増の家計への影響、この点についてお聞きします。

消費税増税は、二〇〇九年の総選挙で民主党幹部が述べた、消費税の引き上げは行わない、こういう公約に反する行為であります。我々は、この法案が通る前に国民に信を問うて、そして増税がいいか悪いかを判断してもらわべきだと言つたんですけれども、総理は、いやいや、税率を引き上げるまでに期間があるから、総選挙があるはずなので、そこで信を問えばいい、こういうものでした。

そうしますと、次の総選挙、十六日にも解散と一緒に話がありますが、その総選挙で、消費税増税を実施してよいかどうか、この点について信を問う、こういうことになりますね、総理。

○野田内閣総理大臣 次の総選挙においては、それが政権公約をまとめて国民の皆様にお訴えになると思います。

我が党においても、マニフェスト、この国をどうしたらしいのか、我々が政権をとった暁にはどういう国をつくっていくのか、そういうことをしっかりと議論を踏まえて、まとめて打ち出した

いとと思います。

当然のことながら、これまでマニフェストの検証をやつきました。できたこととできないことと、あります。言つていなかつたことでやつたことの一番大きな眼目はこの社会保障と税の一體改革でありますので、我々が、当然この三党合意をしておりましたので、これからも社会保障の、まだこれは改革踏まえて、これからも社会保障の、まだこれは改革の道半ばでありますので、そのことについては当然記載しなければいけないだろうというふうに考えております。

○佐々木(憲)委員 そうしますと、政府が決めた国民負担増の総額は、これは三党合意で決まつたわけですから、消費税で十三・五兆円、年金、介護、医療、子ども手当などの負担増、給付減、これは合わせて六・五兆円、全体で二十兆円負担増になるんですよ。国民に信を問うということ

となるのであれば、当然、判断材料として、各家庭がこの一体改革でどういう負担を負うことになるのか、何が改善されるかをきちんと説明責任を果たさなければならない。

そこで、私は政府に要望して試算をしていただきたい資料がありまして、配付資料を見ていたただいたと思います。

世帯類型別に出してきた政府の試算を単純に集計したものですが、二〇一一年と二〇一六年でどれだけ年間負担額がふえるか、これを示しております。

内閣府に確認しますけれども、この数字に間違いませんね。

○藤本副大臣 この数字のもとになりますのは、先週のこの委員会で佐々木議員から要望がございましたお出ししたものです。議員から指定された各項目、この配付の資料の一一番左の欄、消費税、所得税、住民税、そしてあとは年金保険料とか各保険料、これを指定いただきまして、右の列に行きますと、今、世帯類型別で三つの類型が出ていますが、佐々木議員から十五の類型を示していただいて、それぞれの項目をその前提に基づいて機械的に計算をしたものでございます。

恐らくこの表は、佐々木議員が、そのそれぞれの項目ごとの数字を足し合わせて、二〇一一年と一六年の差額を出したものだというふうに承知をしております。もちろん我々が、内閣官房が出した数字というものは正しいわけでありますけれども、幾つか前提の置き方が違うかなというふうに思うものはござります。

○佐々木(憲)委員 答弁が長過ぎる。

この数字は、政府が、あなた方がつくったものですね。それをベースにして私が集計をしたものであります。ここに入つていない類型については、例えば、就学前の子供のいる世帯とか、あるいは中学生、高校生のいる世帯、これはもちろん入つております。だから、その中の一部です。しかし、この数字 자체は正確なものです。したがつて、何かミスリードとか言いますが、サラリーマンのこの所得階層別、同時にまた各類型、これは間違ひありません。

さて、そこで、これは総理に最後にお聞きしますけれども、総理は、格差の拡大を抑えていかなければならぬ、こういうふうに予算委員会等で答弁をされました。

○五十嵐委員長 簡潔に願います。

○佐々木(憲)委員 しかし、この数字を見ていたら、二枚目の表ですけれども、低所得者ほど負担が重い、こういう結果になるわけです。

総理は、これは実施すれば格差は拡大するという結果になる、そう思いませんか。

○野田内閣総理大臣 時間が来ておりますので、総理、簡潔にお願いします。

これは、委員からの前提を、こういうものを入れてくれということを踏まえて政府が作業をしたものであつて、その前提の置き方が妥当かどうかというのは、さつき副大臣が御説明したとおりであります。

加えて、負担だけではなくて、低所得者に対する給付の問題もしっかりバランスをとつて考えなければいけないので、御指摘は当たらないと思つています。

○五十嵐委員長 佐々木君、まとめてください。

○佐々木(憲)委員 はい、まとめます。

政府が出した数字に基づいてやつたものであつて、これからやることは入つていないですよ、もちろん。低所得者対策なんて何にも決まつていなかつたがつて、この数字は極めて正確な、政府が出した数字ですからね、こんな格差が拡大して低所得者が負担がふえるようなやり方は絶対にやつてはならない。総選挙で明確に国民の審判を受けるべきだということを述べて、質問を終わります。

○五十嵐委員長 これにて内閣総理大臣出席のもとでの質疑は終了いたしました。

以上をもちまして原案及び修正案に対する質疑は終局いたしました。

○五十嵐委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入ります。

○宮崎委員 宮崎岳志でございます。

私は、民主党・無所属クラブ・国民新党を代表する法律案について、賛成の立場から討論を行います。

○宮崎委員 宮崎岳志でございます。

私は、民主党・無所属クラブ・国民新党を代表し、ただいま議題となりました財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律案について、賛成の立場から討論を行います。

○佐々木(憲)委員 昨日、民主、自民、公明の三党によつて、特例公債法案に関する重要な合意がなされました。その内容は、今年度予算の歳出を見直して特例公債発行額を抑制すること、その上で平成二十七年度まで特例公債の発行を認めることが二点あります。この合意に基づいて、本日、本委員会にて法案修正が行われることになりました。御尽力いたいたい与野党の関係各位に心より感謝を申し上げます。

しかしながら、この修正については、私たち民

主党内に極めて強い慎重論があつたのも事実であります。今年度を含め、四カ年度にわたり自動的に赤字国債発行を認めるこの修正は、通算三十年以上、毎年度特例法を制定してきた従来の手法を大きく変えることになります。財政規律に対する国

会の監視が弱まり、無駄なばらまきや放漫財政に

なります。この修正については、私たち民

主党内に極めて強い慎重論があつたのも事実であります。この合意に基づいて、本日、本委員会にて法

案修正が行われることになりました。御尽力いたいたい与野党の関係各位に心より感謝を申し上げます。

○五十嵐委員長 次に、山口俊一君。

○山口(俊)委員 自由民主党の山口俊一でござい

ます。

私は、自由民主党・無所属の会を代表して、財

政運営に必要な財源の確保を図るための公債の發

行の特例に関する法律案及びその修正案に賛成の立場から討論を行います。

本法案は予算と一体であり、予算執行を財源の

面で確実に裏づけるというふうな点で、その成立の有無が国民生活に多大な影響を及ぼすことは論

をまちません。予算だけを成立させて公債発行特

例法を放置し続けることは、本来、政権与党とし

てはあつてはならないことがあります。そのた

め、実はこれまで自公政権では、たとえ衆參

がねじれておつても公債発行特例法案を同時に成

立させるように、最大限の努力をしてまいつたわ

けであります。

ところが、民主党政権においては、そのような

真摯で責任感のある態度が見られず、本気で成立を図ろうとする働きかけや努力をやつてきたとは

言いたいと言わざるを得ないわけであります。

そもそも民主党は、無駄をなくせば十六・八兆円が捻出ができる、そうすれば、消費税を上げます。宮崎岳志君。

ギヤップを埋めるため公的部門主導の需要拡大が求められる中、赤字国債発行の見通しが立たずには、デフレがさらに悪化し、倒産やリストラで雇用が奪われ、国民生活が一層困窮するのは明らかであります。

特例公債の発行を政治的な駆け引きの材料にすることは、もうやめなければなりません。このたびの修正において、今年度だけでなく平成二十七年度まで予算の成立と同時に特例公債の発行を認めます。この合意に基づいて、本日、本委員会にて法案修正が行われることになりました。御尽力いたいたい与野党の関係各位に心より感謝を申し上げます。

我が党の当時谷垣総裁そして国民の皆様に共通の国民への意思表示であります。

我々のこの決意がこの後もしっかりと受けとめられ、速やかに本法案が成立することを期待して、私の賛成討論といたします。

ありがとうございました。(拍手)

この合意から三ヶ月余り、ようやく先ほどの党首討論で、総理から、十六日ということが明示をされたわけであります。

我が党は、平成二十四年度予算に実は反対をいたしました。本来であれば、予算と一体のものである公債発行特例法には賛成できないわけありますが、しかし、今回我が党が賛成するに至ったのは、自民、公明、民主三党の協議の結果、我が

党がこれまでずっと主張してきた平成二十四年度予算の歳出の見直しによる減額補正、予算と特例公債法の一体処理の必要性について、民主党がその必要性を認め、本法律案を修正するということ

がねじれておつても公債発行特例法案を同時に成

立させるように、最大限の努力をしてまいつたわ

けであります。

最後に、民主党はなぜ予算の執行抑制の実施

に至る前に今回のような提案を出していただけなかつたのか、余りにも遅きに失した感がいたすわ

けであります。しかし、当委員会の現場にあつては、それぞれが与野党ともに真摯に協議をして努

めをしてきたという事実があるわけで、これはお互に多としてもいいのではないか、ようやくこ

こまで来たんだなというふうな思いがいたすわけ

であります。

以上、申し上げて、賛成討論をいたします。

○五十嵐委員長

次に、菅川洋君。

(拍手)

○菅川委員 国民の生活が第一・きづなを代表

し、ただいま議題となりました特例公債法案及び

修正案に反対の立場から討論をいたします。

この法案は、国の財政運営を行っていく上で最

も重要な法案でもあり、また特例公債法案の成否

が日本経済に影響を及ぼす、このことから、早期

成立が必要なものではあります。しかし、提出さ

れてる法案の内容を見ますと、なかなか賛成す

るには至りません。

前回の、直前の通常国会で強引に採決を行った

内容と一字一句修正がない内容がそのまま出てき

て、そしてさらに、急に修正が行われたかと思え

ば、その内容には、平成二十七年度まで特例公債

法案の審議なしに赤字国債を発行できるものへ

と、それこそ歴史的にも大きな方向転換を行って

おります。この大きな方向転換を、民主、自民、

公明の三党のみの協議で決定をしており、国会で

の審議は、きょう、今行われた一時間の審議の

み、それで今、採決がなされようとしておりま

す。

日本の景気が悪くなっている中、特例公債の議論を先送りし、そして景気対策の話よりも消費税増税の議論を延々として行い、そして、日本も世界も、今、景気の先行きが非常に不安定化してい

る状況で、来年、消費税増税ができる環境が本当に整うのかどうか、それも疑問が生じてきている

中、この増税が実行できるかどうかわからない部分が出てきている中で、この増税を当てにした内容をそのままにしている。また、複数年度の特例公債発行、これは憲法と財政法に定められた財政原則を逸脱していると思われ、また、国会での毎年のチエック機能を奪う内容にもなっているものであります。そのことについて、ほとんど審議がなされておりません。

以上の理由から、反対討論とさせていただきま

す。(拍手)

○五十嵐委員長 次に、竹内譲君。

○竹内委員 私は、公明党を代表して、特例公債法案に対する民主、自民、公明三党提出の修正案に賛成する立場から討論を行います。

第一には、合意、修正案では、今後編成される補正予算において政策的経費を含む歳出の見直しを行うこととし、具体的には、既存の予算を見直して減額補正する旨が規定されている点は率直に評価します。

ばらまきのマニフェストを初め、水膨れの歳出構造になっている予算の見直しは不可欠であり、この点が法的にも担保されました。解散・総選挙により国民の信任を得た新政権が速やかに補正予算の中で見直しを行うことを期待します。

第二には、予算と特例公債法案の一休処理に関して、その内容には、平成二十七年度までの新たなるルールとして、平成二十七年度までの歳出する新たなルールとして、平成二十七年度までの歳出間、特例公債の発行を認めた点です。

我が国財政の健全化が内外における緊急の課題であり、また、当分の間、特例公債を発行せざるを得ない財政状況であることに鑑みれば、特例公債法案の多年度化という手法は、国民生活の混乱を招くことなく予算との一体処理を行うための一つの方法であると考えます。

また、歳入面で、多年度にわたり歳入を確保するための法律を定めることは、税法と同様に、必ずしも憲法八十六条に定める予算の単年度主義の趣旨に反することではありません。

しかし、そもそも財政法の理念からすると、特例公債の発行は、あくまでも建設公債の原則の法

律上の例外として、単年度に限定することによつて財政規律を重んじる姿勢を示すことであつたと認識しています。

さらに、立法府の立場からすれば、毎年度の予算審議に際し、財政法上の特例措置である特例公債の発行が国会のチエックを受けることなく素通りすることは財政規律を緩めるとの懸念が出てくるのは当然です。

よつて、今般の措置については、あくまでも時

限的な特例中の特例であることを深く認識しなければなりません。

その上で、政府は、本修正によって財政規律が緩むことのないよう、今以上に厳格に予算の編成作業に取り組むべきであります。また、プライマ

リーバランスについて、平成二十七年度までに赤字の対GDP比を平成二十二年度の水準から半減し、平成三十二年度までに黒字化する目標につい

て、その実現に万全を尽くすため、中長期の財政健全化計画を立案し、速やかに法制化を行い、国

会に提出することが不可欠と考えます。

一方、国会としても、毎年度の予算案あるいは決算等を通じて厳しくチェックしていくとともに

に、中長期の財政健全化法案の成立に尽力すべきです。

私は、本修正案が持つ本質的な意義は、行政

と立法府が一体となって取り組まなければならぬ財政健全化という、まさに国を挙げた難事業、

イバラの道に向けて一致して踏み出す覚悟を共有

することであると申し上げ、私の討論を終わりま

す。

憲法第八十六条は、「内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。」と規定しています。

これを受けて、財政法第四条では、「国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。」としているのであります。

ただし、公共事業等のための公債発行と借入金だけは一定の条件のもとで認めるものとなつております。

憲法第八十六条は、「内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。」と規定しています。

野田内閣は、さきの通常国会で廃案となつたものと同じ内容の法案を提出したのでありますが、その後、民自公三党の合意によつて重大な修正が加えられました。

公債特例法案は予算と一体のものであります。

野田内閣による今年度予算は、消費税増税を前提としており、さらに、年金の支給額の削減、子ども手当の削減など、社会保障の連続改悪を進めるものとなつております。国民の暮らしも経済も財政も破壊する道に踏み出すものであり、予算には

賛成できませんし、この予算を支えるために多額の赤字国債を発行することは到底認められるわけにはいきません。

予算内容が明らかでないのに、時の政権に赤字国債の発行を白紙委任してしまう。まさに赤字国債発行自由化法案と言わなければなりません。そ

うなれば、消費税増税前に、際限ない無駄遣いに道を開くことになります。これは、財政破綻の危険性をますます高めるだけであり、到底認められ

るものではありません。

なお、民自公の三党合意に基づいて行われた、

平成二十四年十一月二十二日印刷

平成二十四年十一月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者

國立印刷局

0